

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日に当たる)

境政策課、廃棄物対策課、景観自然課及び県民生活課に改組することとした。
 (四) 商工振興課を商政課に名称変更することとした。
 (五) 中小企業課及び観光物産課を経営流通課及び観光課に改組することとした。

目次

◇規則 烏取県行政組織規則の一部を改正する規則（職員課）

公布された規則のあらまし

- ◆鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 一 本庁に関する事項
 - 1 課の新設
 - (一) 生活環境部に廃棄物対策課を新設することとした。
 - (二) 土木部に工事検査室を新設することとした。
 - 2 課の廃止
 - 総務部の検査課を廃止することとした。
 - 3 課の名称変更等
 - (一) 地域振興課を公園都市政策課に名称変更することとした。
 - (二) 青少年女性課を女性青少年課に名称変更することとした。
 - (三) 生活衛生課、環境政策課、自然保護課及び全県公園化・景観政策課を環

4 課の内部組織の変更

- (一) 商政課に経済政策室を新設することとした。
- (二) 建築課に營繕企画室を新設することとした。
- (三) 環境政策課の廃棄物対策室を廃止することとした。
- (四) その他統計課等の内部組織を変更することとした。

二 附属機関に関する事項

- 課の再編等に伴い、附属機関の庶務担当機関を変更することとした。

三 地方機関に関する事項

- 1 地方機関の廃止
 - 家畜病性鑑定所を廃止することとした。

2 地方機関の移管

- 女性就業援助センターを労政・能力開発課から女性青少年課に移管することとした。

3 地方機関の内部組織の変更

- 東部健康福祉センター等の内部組織を変更することとした。
- その他
 - 所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 次の規則について所要の改正を行うこととした。

(一) 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則

(二) 職員の職務発明等に関する規則

(三) 貸金業の規制等に関する法律施行細則

(四) 宅地建物取引業法施行細則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 空港管理事務所（第三十五条・第三十六条）」を「第二款 空港管
理事務所（第三十五条・第三十六条の二）」に、「（第三十六条の二・第三十
六条の三）」を「（第三十六条の五・第三十六条の六）」に、「第五款 女性就業援助セン
ター」を「第五款 削除」に、「第十二款 家畜病性鑑定所」を「第十二款 削除」に
改める。

第六条の表総務部の検査課の項を削り、同表企画部の項中「地域振興課」を「公園都

市政策課」に、「青少年女性課」を「女性青少年課」に改め、同表企画部の統計課の項
中「・統計資料室」を削り、同表福祉保健部の福祉保健課の項中「・企画調整係」を削
り、同表生活環境部の項中

生活衛生課	総務係・県民生活係・物価対策係・食品衛生係・環境衛生係
-------	-----------------------------

環境政策課	企画調整係・大気保全係・水質保全係・水道係・廃棄物対策室
自然保護課	企画調整係・休養施設係・保全係
全県公園化・景観政策課	

環境政策課	総務係・大気係・水質係・水道係
廃棄物対策課	一般廃棄物係・産業廃棄物係
景観自然課	管理係・全県公園係・自然環境係・施設係
県民生活課	管理係・生活安全係・衛生指導係・食品衛生係

同表商工労働部の項中

商工振興課	総務係・経済交流係・団体指導係・計量係
中小企業課	企画係・金融係
観光物産課	企画係・観光係・観光施設係・物産係
企業立地課	技術開発室
労政・能力開発課	労政係・労働福祉係・職業能力開発係・女性就業係・倉吉分室

を

に改め、

を

工業振興課	技術開発室
観光課	企画係・觀光第一係・觀光第二係・觀光施設係
労政能力開発課	労政係・労働福祉係・職業能力開発係・倉吉分室

同表農林水産部の農産園芸課の項中「・米子蚕業分室」を削り、同表土木部の項中

建築課	管理係・住宅係・企画係・建設係・指導係
營繕課	管理係・計画保全係・營繕第一係・營繕第二係・電気設備係・機械設備係

建築課	管理係・まちづくり推進係・建築指導係・營繕企画室
住宅課	管理係・住宅企画係・住宅管理係・住宅整備係

第七条検査課の項を削り、同条同和対策課の項を次のように改める。

一 同和対策課
二 人権施策の推進に關すること。

第八条企画課の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方拠点都市の整備及び新産業都市建設の促進に關すること。

第八条地域振興課の項中「地域振興課」を「公園都市政策課」に改め、同項第一号中「地域振興」を「公園都市構想」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 総合保養地域の整備に關すること。

第八条地域振興課の項第四号を次のように改める。

四 発電用施設周辺地域の整備、豪雪地帯対策及び水資源対策に關すること。

に改め、

四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 女性労働に關すること。

三 女性就業援助センターに關すること。

第九条健康対策課の項第十六号中「寄生虫病」を削る。

第十条生活衛生課の項から全県公園化・景観政策課の項までを次のように改める。

環境政策課

一 生活環境施策の企画及び総合調整に關すること。

二 環境の保全のための総合調整に關すること。

三 環境保全思想の普及啓発に關すること。

四 環境影響評価に關すること。

五 大気の汚染の防止に關すること。

六 水質の汚濁の防止に關すること。

七 騒音・振動・悪臭の防止に關すること。

八 水道に關すること。

九 公害に係る紛争の処理に關すること。

十 その他公害の防止及び生活環境の保全に關すること。

十一 衛生研究所に關すること。

十二 部の予算経理、連絡調整及び庶務に關すること。

十三 その他部内他課の所掌に属しないこと。

廃棄物対策課

一 廃棄物に係る施策の企画及び調整に關すること。

二 廃棄物の処理及び清掃に關すること。

三 下水道の終末処理場の維持管理の指導（厚生大臣の権限に属するものに限る。）に關すること。

景観自然課

一 自然保護に係る施策の企画及び調整に關すること。

- 二 全県公園化に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- 三 全県公園化構想の推進に関すること。
- 四 景観形成の推進に関すること。
- 五 自然公園に関すること。
- 六 温泉に関すること。
- 七 自然科学館に関すること。
- 八 その他自然環境の保護、整備及び利用に関すること。
- 県民生活課
- 一 消費者保護対策に関すること。
- 二 交通安全対策に関すること。
- 三 家庭用品品質表示に関すること。
- 四 消費生活用製品安全に関すること。
- 五 消費生活協同組合に関すること。
- 六 生活関連物資等の需給に関すること。
- 七 不当景品類及び不当表示に関すること。
- 八 貯蓄奨励に関すること。
- 九 環境衛生関係営業の運営の適正化に関すること。
- 十 理美容所、旅館、興業場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- 十一 墓地、火葬場等に関すること。
- 十二 鼠族昆虫の駆除その他の環境衛生に関すること。
- 十三 食品衛生に関すること。
- 十四 ふぐ調理師、ふぐ処理師及び製菓衛生師の身分及び業務に関すること。
- 十五 と畜場及びと畜に関すること。
- 十六 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。
- 十七 狂犬病予防及び飼犬等管理に関すること。
- 十八 食肉衛生検査所、交通事故相談所及び消費生活センターに関すること。

第十一条商工振興課の項中「商工振興課」を「商政課」に改め、同条中小企業課の項中「中小企業課」を「経営流通課」に改め、同項に次の二号を加える。

七 物産振興団体に関すること。

八 伝統産業の振興に関すること。

第十二条中観光物産課の項を削り、同条企業立地課の項中「企業立地課」を「工業振興課」に改め、第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 工業の振興に関すること。

二 観光課

一 観光施策の企画に関すること。

二 観光事業の振興に関すること。

三 観光宣伝に関すること。

四 観光振興団体の育成及び指導に関すること。

五 観光物産振興の拠点となる施設の整備に関すること。

六 物産の宣伝に関すること。

七 物産観光センターに関すること。

八 第十二条労政・能力開発課の項中「労政・能力開発課」を「労政能力開発課」に改め、第五号を削り、第六号中「女性就業援助センター及び」を削り、同号を第五号とする。

第十二条畜産課の項第十二号中「家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所」を「及び家畜保健衛生所」に改め、同条森林保全課の項に次の二号を加える。

十一 全国育樹祭の開催準備に関すること。

第十三条建築課の項及び當繪課の項を次のように改める。

建築課

一 建築に係る施策の企画及び実施に関すること。

二 まち並み形成及び市街地整備の推進に関すること。

三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の施行に関すること。

- 四 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の施行に関すること。
- 五 建築動態統計に関すること。
- 六 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。
- 七 県有建物の當繪に関すること。
- 八 建築工事の施工基準（設計単価及び歩掛を含む。）及び技術に関すること。
- 九 建物の評価に関すること。
- 住宅課
- 一 住宅に係る施策の企画及び実施に関すること。
- 二 公営住宅の整備及び管理に関すること。
- 三 特定優良賃貸住宅に関すること。
- 四 住宅地区の改良及び整備に関すること。
- 五 住宅金融に関すること。
- 六 住宅の仕様及び建設技術に関すること。
- 七 住宅供給公社に関すること。
- 八 宅地建物取引業に関すること。
- 九 その他宅地行政に関すること。
- 第十三条に工事検査室の項として次のように加える。
- うに改める。
- 工事検査室
- 一 県が施行する建設工事の検査に関すること。
- 二 県費補助に係る建設工事の検査に関すること。
- 第十八条の表鳥取県総合開発審議会の項から鳥取県土地利用審査会の項までを次のように改める。

鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号）第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告
------------	--

鳥取県国土利用計画地方審議会	新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画課
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第二項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	公園都市政策課

第十八条の表鳥取県青少年問題協議会の項中「青少年女性課」を「女性青少年課」に改め、同表鳥取県消費生活審議会の項から鳥取県景観審議会の項までを次のように改める。

鳥取県環境審議会	環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十一条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務	環境政策課
鳥取県自然環境保全審議会	自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第二項の規定による鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に	企画課

県民生活課

鳥取県公衆浴場 入浴料金審議会	八年十月鳥取県条例第四十四号) 第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事項の調査審議に関する事務	鳥取県ふぐ処理 師調理師試験委員	鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十一号)第一条の規定によるふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験に定する事務
鳥取県農村地域 工業等導入促進 審議会	第十八条の表鳥取県中小企業振興対策審議会の項及び鳥取県中小企業調停審議会の項中「商工振興課」を「商政課」に改め、同表鳥取県大規模小売店舗審議会の項中「中小企業課」を「経営流通課」に改め、同表鳥取県観光総合審議会の項及び鳥取県農村地域工業等導入促進審議会の項を次のように改める。	農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百二号)第十八条第一項の規定による農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務	農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第一百二号)第十八条第一項の規定による農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県観光総合 審議会	鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)第二条の規定による景勝地の選定、保存及び開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存その他観光事業の発展に必要な事項に関する基本的計画の調査審議及び意見の具申に関する事務	工業振興課	工業振興課
鳥取県観光総合 審議会	観光課	観光課	観光課

第十八条の表鳥取県職業能力開発審議会の項中「労政・能力開発課」を「労政能力開発課」に改め、同表鳥取県建築審査会の項から鳥取県宅地建物取引業審議会の項までを次のように改める。

鳥取県建築審査会	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第 七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事 の処分に対する異議申立ての裁定及び壁面線の 指定等に対する同意並びに同法施行に関する重 要事項の調査審議に関する事務	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第 七十八条の規定による二級建築士試験及び木造建 築士試験に関する事務並びに同法によりその權 限に属させられた事項の処理に関する事務	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第 六号）第七十三条の規定による宅地建物取引業 に関する重要事項の調査審議に関する事務	住宅課
鳥取県宅地建物取引業審議会	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第 六号）第七十三条の規定による宅地建物取引業 に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第 六号）第七十三条の規定による宅地建物取引業 に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第 六号）第七十三条の規定による宅地建物取引業 に関する重要事項の調査審議に関する事務	住宅課
（内部組織）	第三十六条の二 空港管理事務所に管理係及び設備係を置く。	第三十六条の二 空港管理事務所に管理係及び設備係を置く。	第三十六条の二 空港管理事務所に管理係及び設備係を置く。	（内部組織）
第三十六条の三 女性就業援助センター	第四章第三節中第二款の次に次の二条を加える。 第三款 女性就業援助センター	第四章第三節中第二款の次に次の二条を加える。 第三款 女性就業援助センター	第四章第三節中第二款の次に次の二条を加える。 第三款 女性就業援助センター	（設置）
（所掌事務）	第三十六条の三 女性就業援助センターを次のとおり置く。	第三十六条の三 女性就業援助センターを次のとおり置く。	第三十六条の三 女性就業援助センターを次のとおり置く。	（設置）
鳥取県女性就業援助センター	鳥取市	鳥取市	鳥取市	（所掌事務）

第三十六条の四 女性就業援助センターは、女性の就業を援助するため、次に掲げる事務を所掌する。
一 就業に関する相談及び指導に関すること。
二 就業に必要な技術講習に関すること。
三 就業に関する情報の提供に関すること。
四 前三号に掲げるもののほか、女性の就業を援助するために必要な業務に関すること。
第五十条の五とする。
第六十九条中「庶務係及び」を削る。
第七十一条の三第一項の表中「普及係」を「医薬係」に、「衛生指導係」を「管理指導係」に改め、第四章第四節第一款中同条を第三十六条の六とし、第三十六条の二を第三十六条の五とする。
第九十九条及び第一百条 削除
第一百三十五条及び第一百三十五条の二を次のように改める。
（所掌事務）
第一百三十五条 家畜保健衛生所は、次に掲げる事務を所掌する。
一 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験、検査等に関すること。
二 獣医事に関すること。
三 動物薬事に関すること。
2 鳥取県倉吉家畜保健衛生所は、前項に規定する事務のほか、家畜の病性鑑定の特殊検査に関する事務を所掌する。
（内部組織）
第一百三十五条の二 次の表の上欄に掲げる家畜保健衛生所ごとに、所の事務を所掌させ

平成8年3月29日 金曜日

鳥 取 県 公 報

るため、それぞれ当該下欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取家畜保健衛生所	衛生指導係・防疫係
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	衛生指導係・防疫係・病性鑑定室
鳥取県米子家畜保健衛生所	衛生指導係・防疫係

第四章第七節第十二款を次のように改める。

第十二款 削除

第一百三十六条及び第一百三十七条 削除

第一百五十六条の表鳥取県鳥取土木事務所の項中

「建築課」	住宅係・建築係
	住宅係・建築營繕係・設備係

に改め、同表

鳥取県倉吉土木事務所の項中「・下水道係」を削り、「ダム砂防係」を「砂防係・ダム建設係」に、

「建築住宅課」	建築係・營繕係
	建築住宅係・營繕係

を

に改め、同表

鳥取県倉吉土木事務所の項中「ダム砂防係」を「砂防係・ダム建設係」に、

「建築課」	住宅係・建築係・營繕係・設備係
	住宅係・建築係・營繕係・設備係

を

に改め、同表

鳥取県米子土木事務所の項中「ダム砂防係」を「砂防係・ダム建設係」に、

建設係」に、
建設係」に改め、同表

び指導監督」に改め、「(鳥取土木事務所を除く。)」を削り、同項第五号中「(鳥取土木事務所を除く。)」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則の一部改正)
2 鳥取県自動車事故損害賠償審査会規則(昭和四十三年二月鳥取県規則第十号)の一

部を次のように改正する。
第三条第三項中「生活衛生課長」を「県民生活課長」に改める。

(職員の職務発明等に関する規則の一部改正)
3 職員の職務発明等に関する規則(昭和五十一年六月鳥取県規則第四十号)の一部を

次のように改正する。

第十五条第三項中「商工振興課長」を「商政課長」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)
4 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年十一月鳥取県規則第七十三号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「中小企業課」を「経営流通課」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

5 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年六月鳥取県規則第三十四号)の一部を次の
ように改正する。

様式第一号中「鳥取県土木部建築課」を「鳥取県土木部住宅課」に改める。